インドの不公正貿易慣行に対し、米国上下院議員４名が調査を要請

2013 年 8 月 8 日
JETRO ニューデリー

8 月 2 日、米国上下院議員 4 名は、米国国際貿易委員会(USITC : US International Trade Commission) に対し、インドの不公正貿易慣行に対する調査を実施するよう要請書[1]を提出した。インドの不公正貿易慣行として、制限的な貿易と不十分な知的財産保護が挙げられている。調査期限は、2014 年 11 月 30 日。要請書の概要は以下の通り。

要請書概要

- インド国内産業保護のために米国の輸入と投資を差別し、米国経済と雇用の障壁となっているインドの産業政策について、1930 年関税法 332(g)条[2]に基づき調査をするよう米国国際貿易委員会に要請する。
- 米国にとってインドは重要な戦略的パートナーであるが、インドへの米国の物品、サービスの輸出、外国直接投資は依然低調である。
- インドは過去 20 年にわたり、特定の分野において外国直接投資を呼ぶこむため市場開放努力を行い、急速に成長し数百万の人々を貧困から救ったが、一方でインドは国内成長戦略と齟齬する慣行も依然有している。例えば、インドは、複雑で不透明、煩雑な関税、通関制度を有している。小売及び農業分野において、米国物品、サービスの参入を妨げる関税、非関税障壁を維持している。最近、インドは、グリーンテクノロジー、情報通信技術分野において、現地調達率や技術移転などを規定した新たな現地化政策を導入した。更に、インドは、デジタル環境などでの著作権に対して保護と執行を完全かつ効果的に行っていない。国内産業に利するため、特に米国の革新的医薬品企業に対し、特許法を差別的方法により適用している。
- インドが取った個別具体の行動に限らず、インド政府は、外国企業に現地施設と納入業者を使わせ、その知的財産をインド企業に移転させることにより、インドの国内産業を発展、支援していくという大局的な政策目標を公言している。これに関し、インドが追加的措置を取り、他の分野に対しても拡大するということを様々な政府文書が示しており、米国の輸出業者及び投資家からの強い懸念を呼んでいる。
- 最後に、インドの貿易政策が、他国のモデルとして、また、多国間貿易交渉の障害として、世界の貿易システムに広範な影響を与えかねないことに強い懸念を抱いている。

調査内容

- 知的財産保護等の措置を含む、貿易及び外国直接投資を促進又は制限するインドの政策
- 上記により米国経済が最も影響を受ける産業分野
- 米国経済全体及び米国の貿易・投資、所定産業分野に与える経済的影響
- 最近の政策変更と米国企業のインド戦略への影響　等

（今浦　陽恵）

本内容は、日本貿易振興機構が 2013 年 8 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

[1] http://www.finance.senate.gov/newsroom/chairman/release/?id=21cccccd-bed4-4bd8-89f9-7b9123ed8557
[2] 米国大統領等の要請または職権により関税、国際貿易についての事実関係調査を実施できる旨規定したもの。米国国際貿易委員会は調査結果に基づく勧告は行わず、調査結果は原則として公開される。

Copyright©2013 JETRO All rights reserved. 禁無断転載